

# 経済・金融 フラッシュ

## 資金循環統計(12年1-3月期)

～個人金融資産は前年比11兆円増の1513兆円

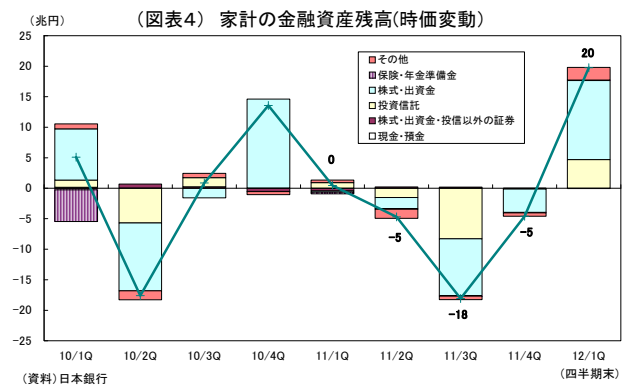
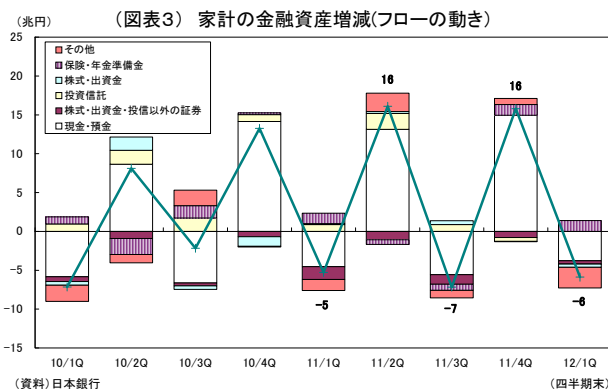
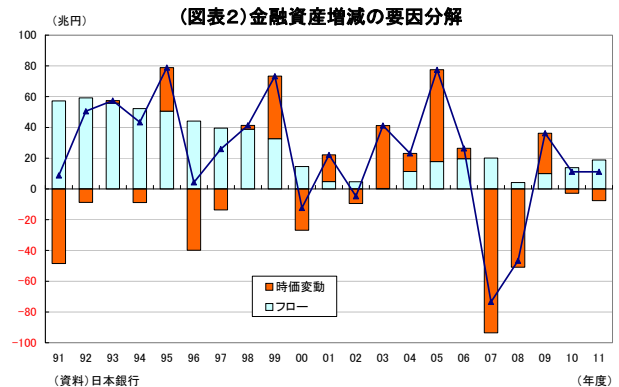
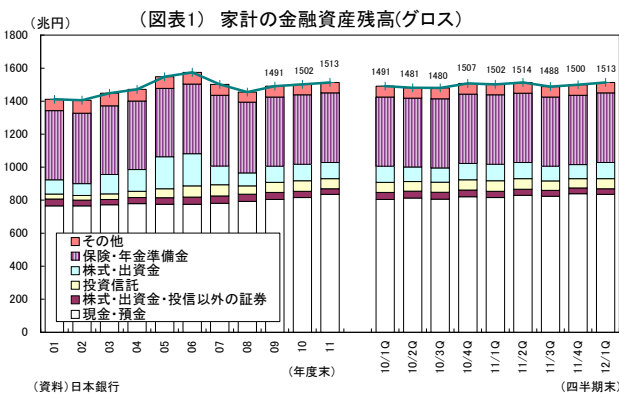
経済調査部門 シニアエコノミスト 上野 剛志

TEL:03-3512-1870 E-mail: tueno@nli-research.co.jp

### 1. 個人金融資産(12年3月末): 前期比でも14兆円増、時価上昇が大きく寄与

2012年3月末の個人金融資産残高は、前年比11兆円増(0.7%増)の1513兆円となった<sup>1</sup>。投資環境は厳しく、株安・円高等を背景とする時価減少が年間で8兆円(うち投資信託が5兆円、株式・出資金が2兆円)発生したが、フローの資金流入19兆円のプラス影響が上回った。年度ベースでは3年連続の増加となったが、ピークの06年度末(1575兆円)にはまだ及ばない。

四半期ベースでは、前期(11年10-12月)末比で14兆円の増加。例年1-3月期は一般的に賞与の支給月を含まないことからフローで流出超となる傾向があり、今回は6兆円の流出超となった。しかし年明け以降の株高・円安を背景とする時価の増加が20兆円に達し(うち株式・出資金が13兆円増、投資信託が5兆円増)、これを補った。今回の20兆円という時価増加幅はリーマン・ショック後の反発局面である09年4-6月期以来の規模となる(図表1~4)。



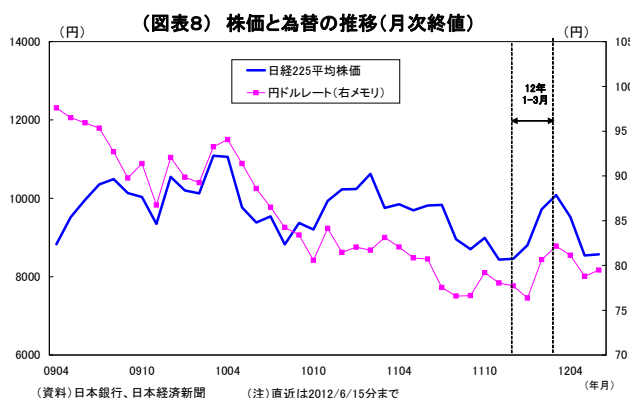
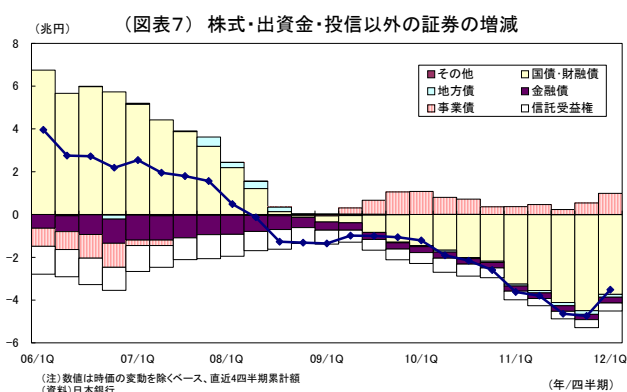
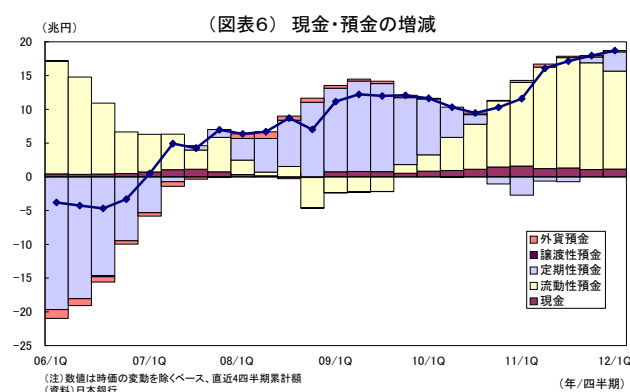
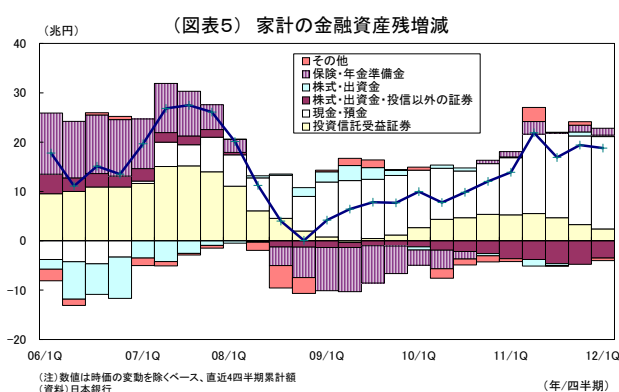
<sup>1</sup> 今回、2004年1~3月期以降の四半期計数、2003年度以降の年度計数が遡及改定されている。

ただし、その後4月以降は再び市場が株安・円高に転じていることから、足元では3月末に対して時価の減少が発生しているとみられる。

## 2. フロー(時価変動を除いた流出入額)の基調: リスク回避姿勢は変わらず

四半期ベースでフローの内訳を見るにあたり、季節要因を除くため、直近4四半期累計というやや長めの基調を捉えた動きをみると、引き続き投資信託や株式・出資金への資金流入が低迷、(個人向け)国債等からは資金が流出、現預金が大幅に増加という従来からの構図が継続している。

現預金の内訳としては、震災に伴う流動性選好の高まり、定期預金金利の低迷などから普通預金など流動性預金への流入傾向が引き続き顕著になっている(図表5~8)。



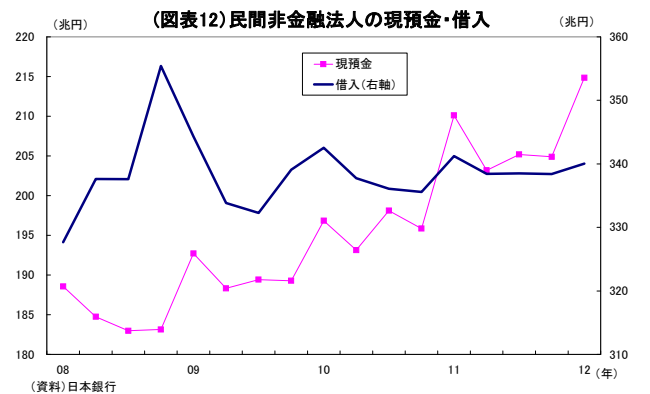
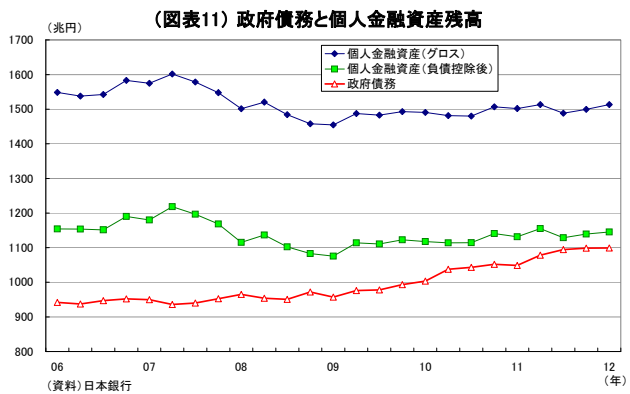
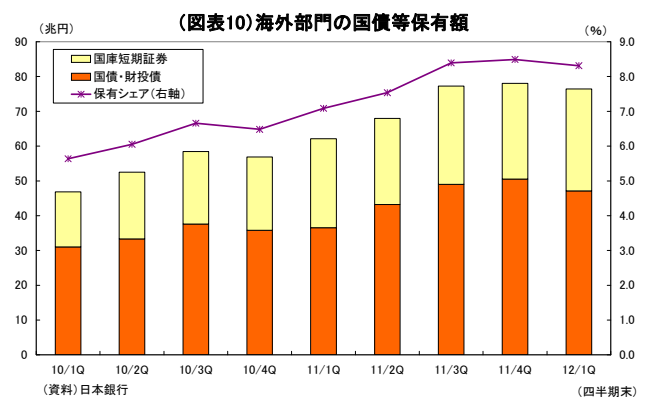
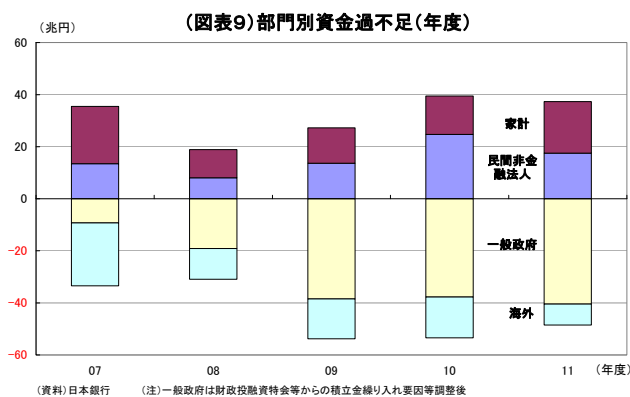
## 3. 部門別資金過不足等: 11年度は政府の資金不足が拡大、企業の手元資金は最高更新

主要部門別の11年度資金過不足の状況をみると、財政赤字に伴う一般政府の資金不足額40.4兆円を家計・企業部門の資金余剰(家計19.8兆円、民間非金融法人17.6兆円)ほかで賄い、8.1兆円が海外に回っている構造にある。前年度との比較では、一般政府の資金不足額が3兆円拡大する一方で、家計・企業部門の資金余剰が2兆円減少したため、海外部門への資金流出が8兆円減少している(図表9)。

国庫短期証券を含む国債(919兆円)の保有者内訳では、存在感を高めてきた海外部門の保有が76兆円と前期(11年12月)末から2兆円減少し、全体に占めるシェアも8.3%(前期末は8.5%)とやや低下した。ただし、前年度末との対比では残高で14兆円、シェアで1.2%ポイント上昇している。

また、政府債務と個人金融資産との関係では、政府債務が 1099 兆円、住宅ローン等の負債を控除したネット個人金融資産が 1145 兆円となり、両者の差は 46 兆円となっている。今回は、株高・円安等で個人金融資産が押し上げられたため、前期末と比べるとやや差が拡大しているが、肉薄している状況に変わりはない。大幅な財政赤字の継続が確実な情勢のもと、遠からず政府債務がネット個人金融資産を上回る状況が見込まれる(図表 10、11)。

なお、企業部門では 12 年 1-3 月期も手元資金を積み上げる動きが継続している。3 月末の民間非金融法人の現・預金残高は 215 兆円と前期(11 年 10-12 月)末から 10 兆円増加、過去最高を更新した。企業部門では資金余剰、すなわち貯蓄投資バランスの黒字が続いており、投資に回らなかった資金が現・預金として蓄積されている(図表 12)。



(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。